

2015年3月3日

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県議会議長 三浦孝司 様

拝啓

DPI 日本会議は、国際的な NGO である DPI (障害者インターナショナル) に加盟した国内組織です。1981 年の国際障害者年を機に、身体、知的、精神、難病など、障害の種別を超えて自らの声をもって活動する障害当事者団体として設立されました。人権の問題として、また社会の問題として障害者問題に取り組んでいます。

障害者欠格条項をなくす会は、障害種別や立場をこえて法制度の障壁をなくす目的で 1999 年に発足し、障害者の意見や体験の募集、法制度の調査、政策提言をおこなってきています。

貴職に、上記の両団体から、この郵便にて「杖携帯を禁止する『規則』等の改正を求める要望書」と資料を提出します。ぜひご検討および早期の取組みをお願いいたします。

敬具

特定非営利活動法人 (認定 NPO 法人) DPI 日本会議

議長 平野みどり

〒101-0054

住所：東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

電話番号：03-5282-3730

FAX 番号：03-5282-0017

電子メールアドレス：office@dpi-japan.org

Web サイト：<http://www.dpi-japan.org/>

障害者欠格条項をなくす会

共同代表

福島智 大熊由紀子

〒101-0054

住所：東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

DPI 障害者権利擁護センター気付

電話番号：03-5282-3137

FAX 番号：03-5282-0017

電子メールアドレス：info\_restrict@dpi-japan.org

Web サイト：<http://www.dpi-japan.org/friend/restrict/>

2015年3月3日

愛知県議会議長 三浦孝司 様

特定非営利活動法人DPI (障害者インターナショナル) 日本会議

議長 平野みどり

障害者欠格条項をなくす会

共同代表

福島智 大熊由紀



### 杖携帯を禁止する「規則」等の改正を求める要望書

2014年末にかけて、「規則」に白杖の携帯禁止があるからと鹿児島県で、そして愛知県で、議会を傍聴しにきた視覚障害者が「杖を預けよ」と言われることが起きました。

報道によれば、愛知県議会事務局は「(白杖は) 議場に投げ入れられれば凶器になる」という理由をあげられたということですが、これは理解に苦しむ見解です。重要なことは、何であれ議場に投げ入れられる可能性がある物品かどうかではなく、その物品が人に危害を加える「凶器」となることが十分に予測できるかどうかということだと思われまます。そうであれば、刃物などの、文字どおりの凶器・危険物の持ち込みを警戒するのが妥当であり、それは既に行われている検査で対応可能と考えられます。また、自治体には以前から「杖」携帯禁止の規則をもたないところもありますが、禁止する規則がないことによって問題が生じたという事例は報告されていないと認識しています。

「会議のあいだ杖を預かって不都合はないのでは？」と見られる向きもあるかもしれません。しかし、杖は、白杖でも歩行補助の杖でも、日々それを必要として使っている人にとっては身体の一部です。もしメガネをかけているならば、いつでもどこでもメガネをかけるのはあたりまえのことです。それが、メガネを外して預けるよう求められたらどうでしょうか。杖の携帯を禁止する、会議のあいだ預かると言うのは、つまりは、自分の身体の一部を外して預けよと言うことです。

この数年間、障害がある人自身が委員となって(障害者と関係者をあわせて構成員の過半数)、障害者にかかわる国内法制度の改革について集中した議論をおこない、昨年、国連障害者権利条約を批准しました。来春からは新設の障害者差別解消法が施行されるところです。

それにもかかわらず、いまだに制度の障壁(障害者基本法、差別解消法が、除去しなければならないとしている、社会的障壁のひとつ)を設けていることは、権利条約と差別解消法に照らしても恥ずかしいことです。障害や病気のある人にとって杖とは何か、ぜひ、その基本からしっかりと考えて議論をしてください。

障害がある人の政治・社会への参画が今以上に難しい状況下で、多数の規則や条例がつくられてきました。そのなかには、結果として障害者を排除する規定が相当含まれていました。障害者の議会や委員会の傍聴を制限する規則や条例は、障害者にかかわる欠格条項の見直しも背景に2001年前後に改正されたものも多くありますが、現状は定かではありません。改めてこの機会に、参画を妨げるような規定を、杖携帯を禁止する規則のほかにも残していないかという観点から、現行の「規則」「条例」および、その標準を示している文書を洗い直して、的確に改正されることを、要望します。

#### 項目

- 1 会議や委員会の規則および傍聴規則、条例、そして「標準規則」等から、「杖」を削除すること。
- 2 上記1の規則や標準規則や条例において、「杖」以外にも、障害者の社会参画を阻むような規定を残していないか、洗い直す点検をすること。
- 3 上記2の点検結果をふまえて、既存の条例や規則の改正を的確におこなうこと。

以上

---

#### 添付資料1～3について

- 1 現行規則について
- 2 各地の規則 いくつかの実例と解説
- 3 報道から

## 資料1 現行規則について

### 愛知県議会会議規則 最終改正 2012年12月21日

第106条（携帯品）議場に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

### 愛知県議会傍聴規則 最終改正 2007年9月18日

第5条（傍聴席に入ることができない者）

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 1 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者

※白杖は、上記の「凶器その他危険物と認められるもの」に該当するものとして、運用上、預かる措置がとられてきた。

## 資料2 各地の規則 いくつかの実例と解説

### ■福岡市議会傍聴規則(最終改正 2011年2月17日)

第3条 (傍聴席に入ることができない者) 次の事項に該当する者は、入場することができない。

(1) 銃器、凶器、火薬、劇毒薬、その他人身、建物、器具等に危害又は損害を及ぼすと認める物品を携帯する者

(2) 旗、ポスター、プラカード、メガホン、楽器、動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)等議事又は傍聴を妨害すると認める物品を携帯する者  
福岡市公式ウェブサイト上

[http://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w\\_reiki/reiki\\_honbun/q003RG00000030.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/d1w_reiki/reiki_honbun/q003RG00000030.html)

(解説)「杖」の記述はないため「白杖」や「補助杖」などは該当しません。動物について補助犬は除くと明示しているので、補助犬も該当しないことが明らかです。

### ■福岡県議会傍聴規則(最終改正 2011年9月26日)

第11条 傍聴人は静粛を旨とし、次の事項を守らねばならない。

2 帽子、外とうの類を着用したまま傍聴しないこと。ただし、病気その他の事由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

福岡県公式ウェブサイト上

[http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05\\_Hon\\_Main\\_Frame.exe?UTDIR=C:\¥EF\Serv2¥ss002E3683¥GUEST&TID=1&SYSID=7843](http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\¥EF\Serv2¥ss002E3683¥GUEST&TID=1&SYSID=7843)

(解説) 最終改正で、つえの携帯制限が撤廃されました。

### ■南阿蘇村 議会傍聴(公式サイト更新 2012年2月15日、現行)

◎下記に該当する方の傍聴はお断りします。

(1) 銃器、棒、つえその他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(7) 精神に異常があると認められる者

南阿蘇村公式ウェブサイト上

<https://www.vill.minamiaso.lg.jp/site/gikaisaite/gikaiboutyou.html>

(解説) 南阿蘇村は、2012年2月に更新された新しい傍聴案内であるにもかかわらず、「つえを携帯している者」と「精神に異常があると認められる者」を傍聴拒否の対象としています。

### ■笠間市大池田財産区議会傍聴規則(1955年制定、現行)

第3条 傍聴席にあるものは、次の事項を遵守しなければならない。

(2) 傘、杖の類を携帯してはならない。

第4条 次に記載した者には傍聴を許さない。

(4) 狂人、精神障害と認める者

笠間市公式ウェブサイト上

[http://www.city.kasama.lg.jp/reiki/reiki\\_honbun/r358RG00000755.html](http://www.city.kasama.lg.jp/reiki/reiki_honbun/r358RG00000755.html)

(解説)「杖の類を携帯してはならない」という傍聴者の遵守規定に加えて、「傍聴を許さない」という禁止規定で、「狂人、精神障害と認める者」と記されています。これは、精神障害を理由にした絶対欠格条項であり、精神障害者を一律に拒否した差別的取り扱いにあたります。

※上記の各URLは、全て、2015年3月2日にアクセスして確認したものです。

# 衆院、愛知県議会が傍聴時に制限

## 白杖 凶器ですか？

折畳み式の白杖と直杖を持つ視覚障害者の人たち（愛知県豊橋市で）



視覚障害者の歩行に欠かせない白杖は「凶器」なのか。愛知県議会を傍聴した視覚障害者が、議会事務局から傍聴席での白杖の携帯を禁じられていたことが分かった。国会では衆議院が防犯上の理由から、白杖を含むつえの携帯を禁止。都議会や首都圏の政令市議会などでは同様の規制はないが、関係者からは「白杖は身体の一部。視覚障害者が社会参加する権利を奪う行為だ」との声が上がる。

## 視覚障害者「社会参加の権利奪う」

愛知県豊橋市の豊橋盲人福祉協会の彦坂和夫会長（左）は昨年、県議会の十二月定例会を傍聴した。十三人は白杖が欠かせないが、係員から「着席後は折り畳み式のつえはかばんにしまつて。かばんに入らないものや、長い直杖は係員に預けて」と指示された。

この日は全員が折り畳み式のつえだったため、自分や付き添いの人のかばんにしまえた。ただ、直杖を愛用している人も少なくなく、「預けて」という議会の対応に疑問を感じた。愛知県議会は規則でつえの携帯を禁止。「病気の他の理由で議長の許可を得たとき」は除外されるが、「凶器その他危険物」に当

たるとも解釈される。担当者は「従来」の運用でやっている。実際、議場に投げ入れられれば十分凶器になる」と話す。

「つえは目と同じ。どんな時でも持っているといけない」と彦坂会長。預けてしまえば、トイレに立ちたい時や地震などの緊急時は「と、不安にもなる。」

## 参院はOK、都も「必要な器具」

国会傍聴での白杖の扱いは、国会は衆議院が着席後に預かる一方、参議院は「ないと困るもの。声掛けはするが、持っていて大丈夫」とする。東京都議会も「体の不自由な人が歩行に必要な器具は議場内に持つて入ってもいい」（議会局）という。

議会傍聴時の白杖携帯の可否	
衆議院	× 規則で「つえ」を制限
参議院	○ 規則で制限はあるが、認めている
愛知県	× 規則の「凶器その他危険物」に該当
東京都	○ 体の不自由な人が歩行に必要な器具は持って入ってもらっている
神奈川県	○ 視覚障害者のつえは特別な手続きなく使用できる
川崎市	○ 視覚障害者から白杖を預かるような規制はない
埼玉県	○ つえや白杖を持っても傍聴できる
さいたま市	○ 明文化した規則はないが、持ち込むことはできる
千葉県	○ 規則で「つえ」を禁止するが、白杖は「当然に許可される」
千葉市	△ 着席した後に預かるかどうかはその場で話し合うことになる

神奈川県議会は白杖や盲導犬は視覚障害者の「身体の一部」とみなし、特別な手続きなくそのまま傍聴できる。「パリアフリー」が求められる中、体が不自由な人を拒むことはない」と話すのは、川崎市議会。赤やん連れの傍聴も普通に行き、「泣きたしたら退出をお願いしている」。

埼玉県議会は「他人に危害、迷惑を与える者」の傍聴は禁止だが、つえや白杖を持った高齢者、障害者は当然該当しない。さいたま市も持ち込み可能だ。千葉県議会は傍聴規則に「つえの携帯禁止」とあるが、「議長の許可を得たものを除く」とされ、白杖も「当然に許可される」。千葉市議会の事務局は、つえを振り回すなど暴力的な行為が想定される場合は「傍聴席に着席後、預かるかどうか、その場で話し合う」としている。また実際に預かった例はない。

東京視覚障害者協会の稲垣実会長（右）は「議場で白杖を取り上げる行為は、障害者の社会参加する権利を奪うのと同じ」と憤る。稲垣さんによると、社会保障関連の予算審議の傍聴や要望で東京都議会や厚生労働省に行っても、白杖や盲導犬を預けたことはない。「白杖を持って傍聴するのは、障害者が社会参加に関心を持っているというアピールでもある」

【訂正】20日朝刊29面の「白杖（はくじょう）凶器ですか？」の記事と表、見出しで、衆議院が視覚障害者の傍聴時に白杖の携帯を禁じているとの記述は誤りでした。規則で制限はあるものの、「体の一部だから」として携帯を認めていました。（2015年2月21日）東京新聞 web に掲載

# 社説

2015・2・25

視覚障害者の歩行に欠かせぬ白杖を「凶器その他危険物」扱いする。傍聴中の白杖の携帯を禁じる愛知県議会の対応は、当事者にとって、身体を自由を奪われるに等しい人権侵害ではないか。

## 議会の白杖制限

白杖の扱いに疑問の声が上がったのは、昨年の県議会十二月定例会。「視覚障害者の社会参加」などを取り上げる一般質問を聞くため、白杖を使う十三人が本会議の傍聴に訪れた際のことである。

議場の係員から、着席後は白杖を預けるか、折り畳み式であるならばかばんにしまうように指示された、というのである。

一般向けの本会議の傍聴案内には「酒気を帯びている方」などと並んで「凶器その他危険物を持っている方」は、傍聴席に入れないと明記されている。

議会事務局は、視覚障害者の白杖も足が不自由な人が持つ杖も、その「凶器その他危険物」に相当

するため、着席後には預かることにしてきた、と説明する。

障害者本人の目的外使用は考えにくいとしても、「第三者が議場に投げ入れる可能性がある」というのである。

もちろん、愛知県議会は、障害者の傍聴を支援する取り組みを重ねてきている。

ねてきている。補聴器を補助する放送設備である磁気誘導ループシステムを設置し、五日前までに申し込めば手話通訳も付く。にもかかわらず、当事者が「自分の身体の一部」と頼る白杖が、なぜ、自由に使えないのだから。

白杖の扱いをめぐる同じようなトラブルは昨年十一月、鹿児島県議会でも起きている。

議会事務局によると、傍聴規則に基づき、傍聴席に着いた全盲男性から白杖を預かるようとしたが、周囲の傍聴者から抗議の声が上がったため見合わせたという。

他の自治体の議会では、当然に必要なものとして白杖の携帯を制限していないところが多い。あるいは、杖を制限していた旧来の規則や運用を見直している。

制限しなくとも、秩序は維持できているわけである。

## 無理解では済まされぬ

不測の事態も想定する必要はあるが、愛知県や鹿児島県の

議会は旧来の規則を杓子定規に運用し、障害者への配慮を後回しにしていたと言わざるを得ない。

来年、障害者差別解消法が施行される。国や自治体には障害者への配慮が義務付けられる。配慮を欠けば、差別と見なされる。

身体を自由を妨げるに等しい白杖の制限は、無理解というだけでは済まされないだろう。

ほかにも、朝日新聞、中日新聞、東海テレビ等の報道があります。